

配管洗浄業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎のトイレ用汚水配管内面の洗浄を実施し、汚水配管内面に付着したスケール等の除去を行う。

第2 業務仕様

- 1 配管洗浄の対象範囲は、「第3 対象範囲」とする。
- 2 配管洗浄作業
 - (1) 高压洗浄方式及びワイヤー方式等にて配管内を洗浄すること。
 - (2) 各小便器の排水トラップの薬品洗浄を実施すること。
 - (3) 配管洗浄は対象範囲全てを年1回実施するよう設定する。
- 3 配管洗浄は、原則として閉庁日に実施する。
- 4 配管に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 5 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

第3 対象範囲

機器表<40>衛生器具類に記載された各小便器の排水トラップ、別図に記載されたトイレ内の汚水配管（衛生器具ユニット内の汚水配管含む）及び、トイレから汚水槽、屋外排水桝に至る室内の汚水配管

1 本館トイレ

地下3階～17階の各階トイレ(厚生棟、多目的トイレを含む)

事務室(12-5)付室2

事務室(12-6)付室2

会議室(11-1)付室2

事務室(11-8)付室2

事務室(11-13)付室2

事務室(11-14)付室2

2 別館トイレ

地下2階～11階の各階トイレ(多目的トイレを含む)

保育室